

3月NEWS

① 税制会計情報

平成27年2月から「空き家対策特別措置法」が施行されました。5月からは立ち入り調査や罰金徴収や強制的な撤去も可能になります。今回はこの措置法についてお話ししたいと思います。

平成25年に総務省が実施した住宅・土地統計調査の速報値（平成26年7月29日公表）によると、全国の総住宅数は6,063万戸となっており、このうち空き家の数は820万戸（全国の総住宅数に占める割合は13.5%）となっています。また「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」を除いた「その他の住宅」に属する空き家の数は318万戸（全国の総住宅数に占める割合は5.2%）であり、その数は過去20年間で約2倍に増加していることになります。

空家は地方だけでなく、都市部でも増えており、管理が不十分な空き家が防災や防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしています。

高齢化社会を背景として、高齢者のみの世帯が増加し、その所有者である高齢者が亡くなった後、相続人は別の場所に拠点が確立されていることが多く、そのまま空家となるケースが増えているようです。空き家にかかる固定資産税は、更地と比較すると1/6となっていたことも、空き家が増加した原因のひとつとして考えられています。

今回の改正により、1/6となっていた特例は適用できないこととなりますので、固定資産税が大幅に増加します。さらに自治体は、固定資産税の課税情報を利用して、空家の所有者を特定し、倒壊の恐れがあるなどの「特定空き家」に対して所有者に罰金を求めたり、強制的に撤去したりすることも可能となります。

財政上・税制上の措置としましては、「国は、市町村が空家等対策計画の作成のため空家等の実態調査を行う場合や、空家等の所有者等に対してその除却や活用に要する費用を補助する場合、当該市町村を交付金制度により支援するほか、市町村が取り組む空家等に関するデータベースの整備、空家等相談窓口の設置、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却等に要する経費について特別交付税措置を講ずる等、空家等対策を実施する市町村を支援することとする」とされていますので、今後空き家対策に要する費用への補助などが期待できます。

住居用以外の土地などをお持ちの方は、今後の動向にご注意ください。

② 3月の主な税務

3月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
3月10日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月16日	26年分所得税の確定申告
3月16日	個人の青色申告の承認申請
3月16日	26年分贈与税の申告
3月16日	個人の都道府県民税、市町村民税、事業税、事業所税の申告
3月31日	個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の確定申告
3月31日	1月決算法人の確定申告
3月31日	1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
3月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
3月31日	7月決算法人の中間申告
3月31日	消費税の年税額が400万超の4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
3月31日	消費税の年税額が4,800万超の12月、1月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

③ スタッフの一言

黄砂がひどくて視界が悪い日などがありますね。最近、季節を問わずマスクをしている人が多く、ドラッグストアでもたくさんのマスクが売られています。花粉症用・香り付・PM2.5対応など。黄砂は花粉よりも小さいそうなので、黄砂が気になるときは、PM2.5対応のマスクの方が効果的なのだそうです。今から花粉も飛散する季節になりますので、予防をしっかりと行い、少しでも快適な春を過ごせますように

山口